

介護予防・日常生活支援 総合事業に係る説明会

平成28年11月4日

三次市 福祉保健部 高齢者福祉課

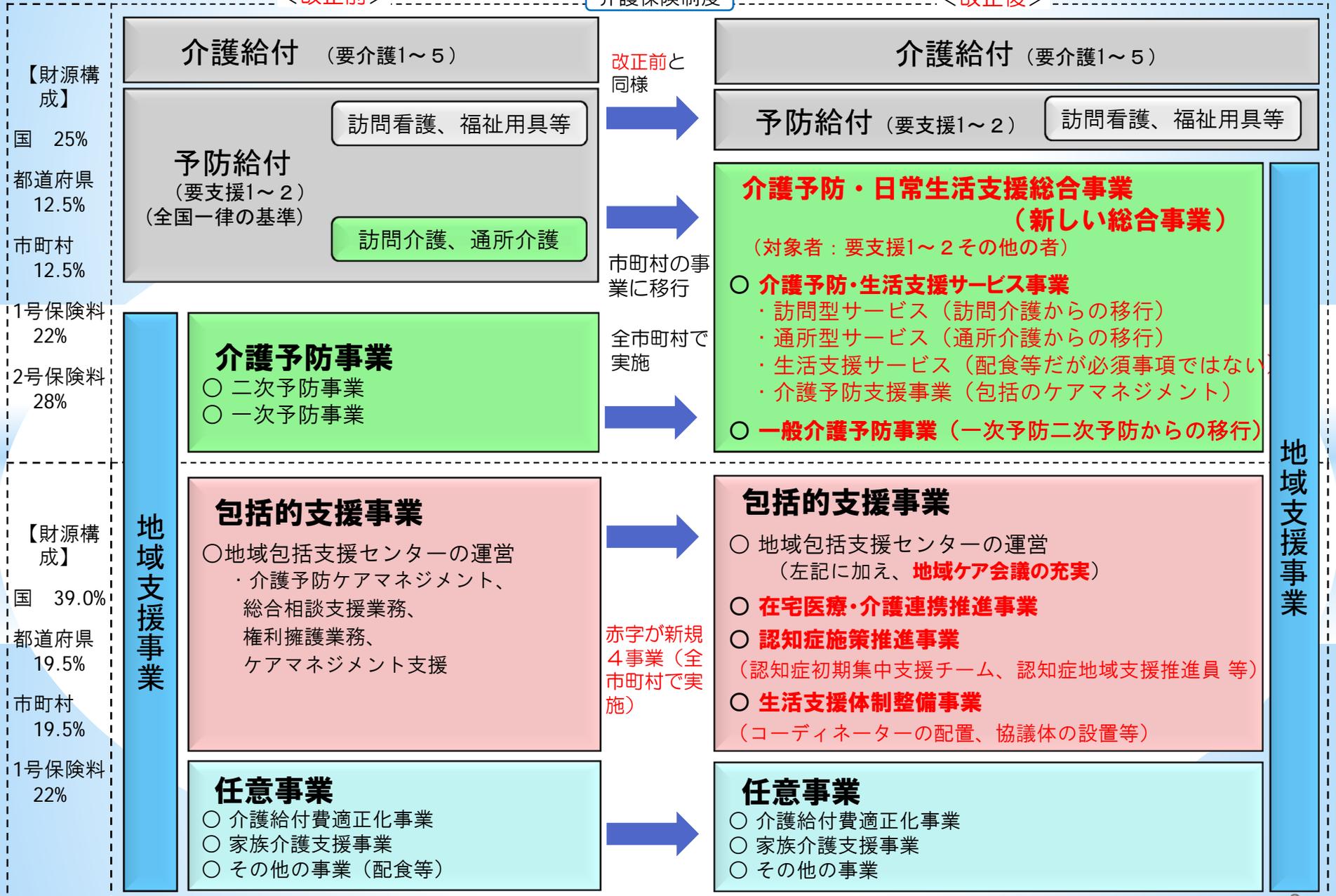
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 の概要について

地域支援事業の全体像（平成27年度から平成29年度までの間で移行・実施）

<改正前>

介護保険制度

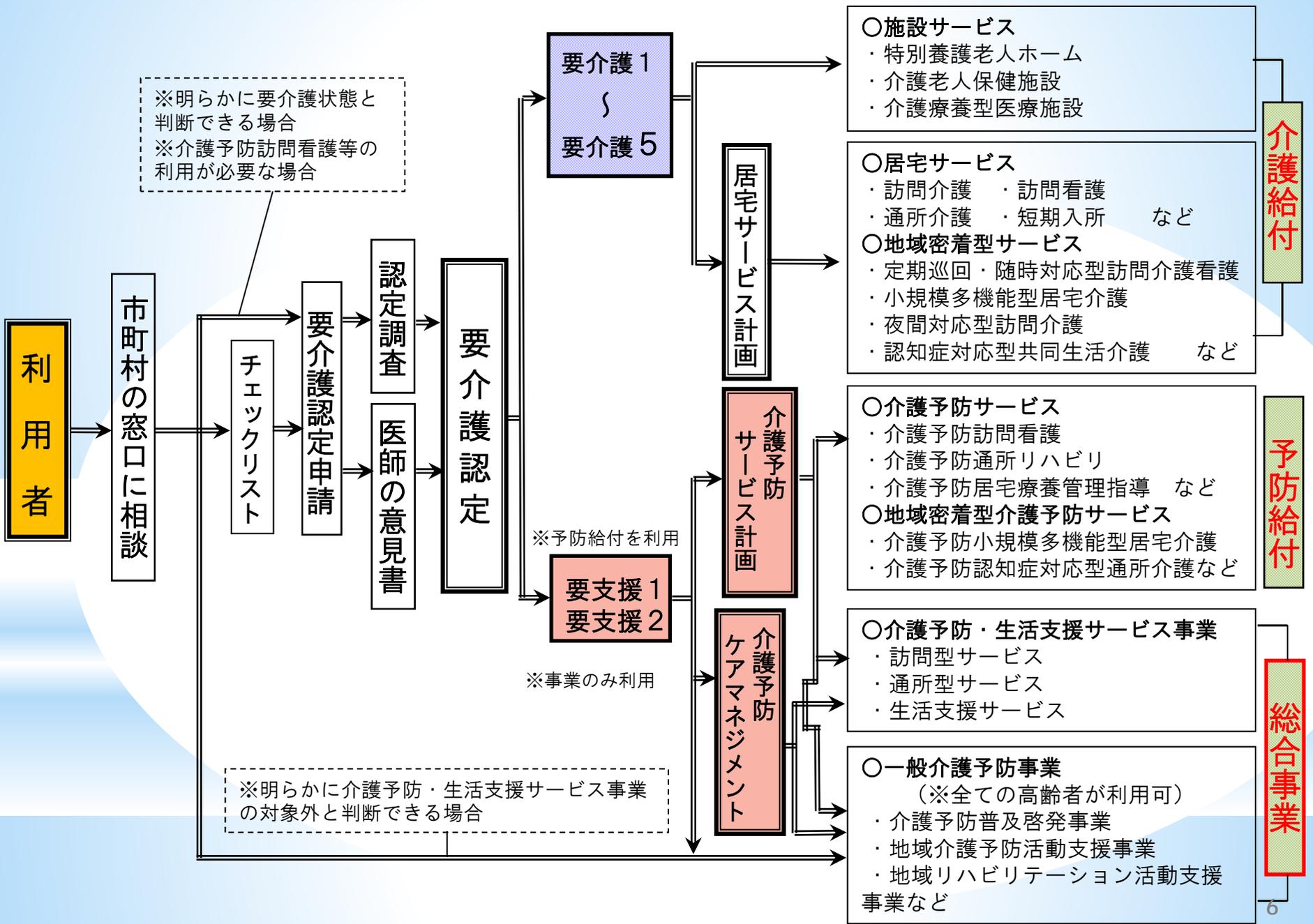
<改正後>



地域支援事業

(2) 事業の移行について

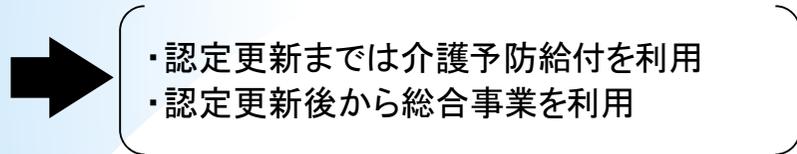
介護サービスの利用の手続き



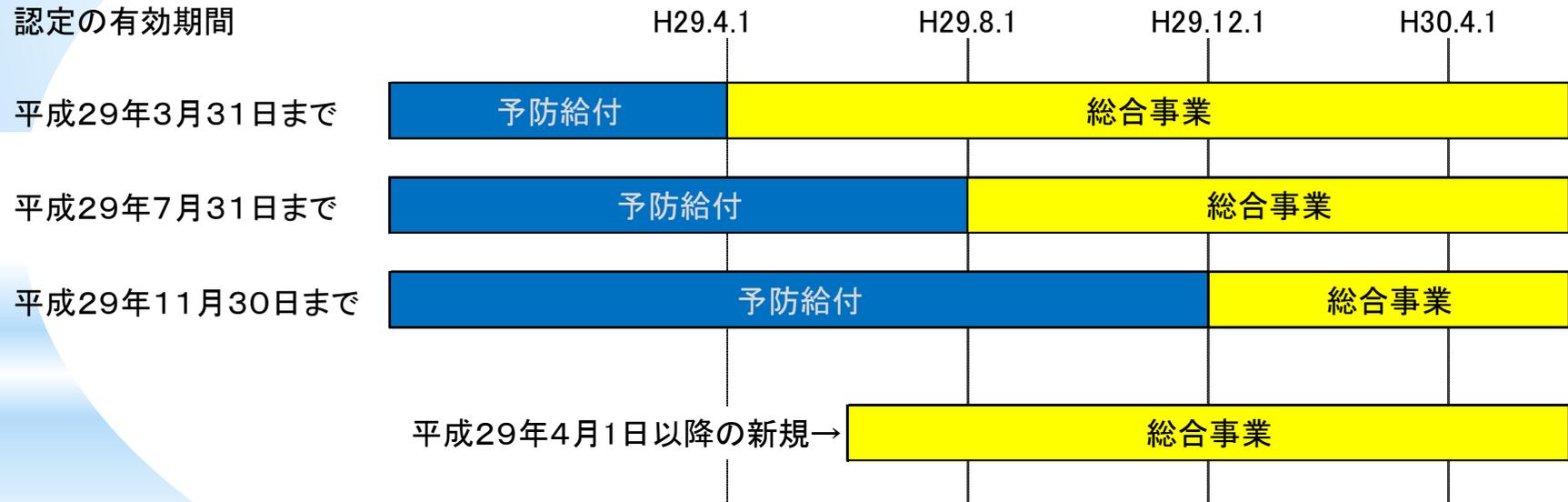
利用対象者

平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者)

要支援認定の有効期間の終了年月日が平成29年4月1日以降の方の介護予防訪問介護・介護予防通所介護



認定の有効期間



要支援認定の有効期間は、最長1年なので、平成29年度末までに総合事業への移行が完了する。

現行相当サービスの指定基準・報酬単位

事業所の指定基準・報酬単位は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様とします。

項目	訪問介護	通所介護
サービス内容	現行の介護予防訪問介護と同様	現行の介護予防通所介護と同様
利用回数	要支援1 → 原則週1回程度 要支援2 → 原則週2回程度	要支援1 → 原則週1回程度 要支援2 → 原則週2回程度
報酬単位 (月額包括報酬)	要支援1 週1回程度 月1,168単位 利用者負担 1割or2割 要支援2 週2回程度 月2,335単位 利用者負担 1割or2割 週3回以上 月3,704単位 利用者負担 1割or2割	要支援1 月1,647単位 利用者負担 1割or2割 要支援2 月3,377単位 利用者負担 1割or2割

事業所の指定

みなし指定

平成27年3月31日において、介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、訪問介護と通所介護の現行相当サービスの指定事業者とみなしています。

※みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までです。

指定の更新

平成30年4月1日以降に現行相当サービスを提供する場合は、指定更新の手続きが必要となります。（手続きについては平成29年度中にお示しします。）

契約書，重要事項説明書について

「介護予防・日常生活支援総合事業」は，これまでの「介護予防サービス」とは別のサービスとなります。そのため，定款や運営規程，重要事項説明書の変更等が必要になる場合があります。

(例)

- 介護予防サービス ⇒ 介護予防・生活支援サービス事業
- 介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業
- 介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所事業
- 介護予防支援費 ⇒ 介護予防支援事業費または
介護予防ケアマネジメント費 など

※平成30年3月31日までは，介護予防サービスも実施する場合があります。

「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護及び第1号訪問事業」

「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護及び第1号通所介護」

利用者負担及び利用限度額

利用者負担等

現行相当サービスに係る利用者負担は、現在の介護給付の利用者負担割合（原則1割，一定以上所得者は2割）と同様です。

また，高額介護（介護予防）サービス費相当の事業を実施します。

利用限度額

現行相当サービスについては，給付管理を行います。

要支援認定を受けた方は，現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で給付と現行相当サービスを一体的に給付管理します。

(3) ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントのプロセスは、利用者の状態や本人の希望するサービスなどを踏まえて行います。

なお、地域包括支援センターの判断により、介護予防ケアマネジメントのプロセスは、その途中においても、利用者本人の状況等に応じて変更できます。

ケアマネジメント類型		サービス
①	介護予防支援 (現在のケアマネジメント類型)	・ 予防給付のみ ・ 予防給付と総合事業を併用
②	介護予防ケアマネジメント	A ・ 現行相当の訪問介護，通所介護
③		B ・ 介護予防マネジメント A・C 以外のケース
④		C ・ 住民主体のサービス

※ 介護予防ケアマネジメント B は、三次市が予定しているサービスに該当するものがないため、現時点では実施の予定はありません。

介護予防ケアマネジメントの類型

①介護予防支援

予防給付と介護予防・生活支援サービス事業によるサービスを併用する場合には、予防給付によるケアマネジメントにより介護報酬が支払われます。

給付管理については、予防給付と介護予防・生活支援サービス事業の給付管理の必要なものについて、あわせて限度額管理を行います。

例

- ・ 通所リハと現行相当の訪問介護の利用
- ・ 手すりのレンタルと現行相当の通所介護の利用

②介護予防ケアマネジメントA

予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定します。

モニタリングについてはおおむね3か月ごとに行い、利用者の状況等に応じてサービス変更も行うことが可能な体制をとります。

例

- ・ 現行相当の訪問介護のみの利用
- ・ 現行相当の訪問介護と通所介護を利用する
- ・ 現行相当の通所介護と住民主体サービス

介護予防ケアマネジメントの類型

③介護予防ケアマネジメントC

ケアマネジメントの結果，利用者本人が自身の状況，目標の達成等を確認し，住民主体のサービス等を利用する場合に実施します。

初回のみ，簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセスを実施し，ケアマネジメントの結果（「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その課題への具体的対策」「目標を達成するための取組」等を記載）を利用者に説明し，理解してもらったうえで，住民主体の支援等につなげます。その後は，モニタリング等はいりません。

また，その者の状態等に応じた適切なサービス提供につながるよう，ケアマネジメントの結果については，サービス提供者に対して，利用者の同意を得て，ケアマネジメント結果を送付するか，利用者本人に持参してもらいます。

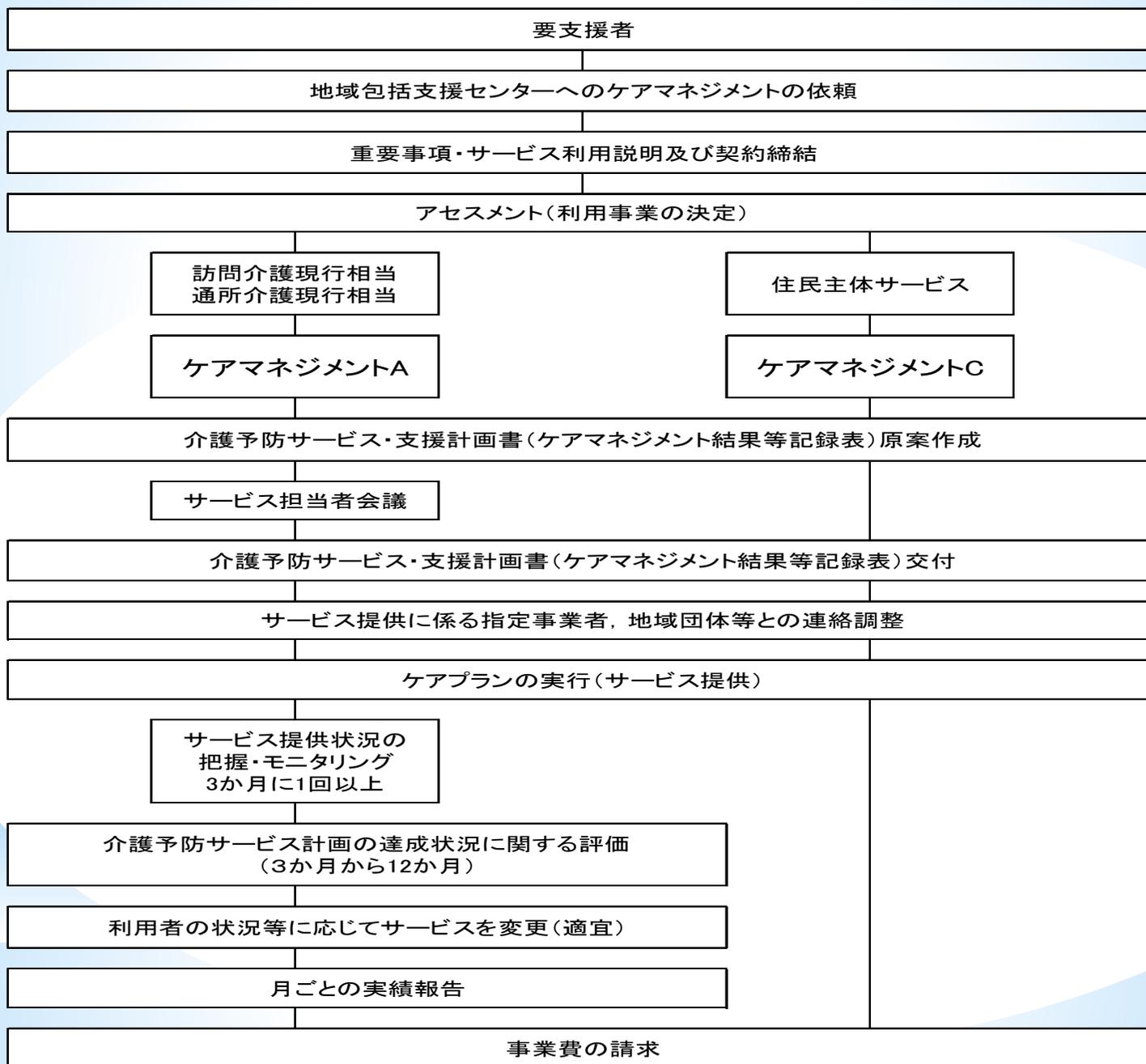
ケアマネジメントの結果，住民主体のサービスや一般介護予防事業のみの利用となり，その後のモニタリング等を行わない場合についても，アセスメント等のプロセスに対して，ケアマネジメント開始月分のみ，介護予防・生活支援サービス事業によるケアマネジメント費が支払われます。

例

・ 住民主体サービスのみの利用

モニタリングを省略するため，地域包括支援センターが定期的に利用者の状態を確認できる体制を整備してください。

介護予防ケアマネジメントの流れ



介護予防ケアマネジメントの内容等一覧

サービス種別	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	アセスメントをし、ケアプランを作成して、必要なサービスに繋げる。
対象サービス	訪問介護現行相当 通所介護現行相当	住民主体のサービス
単価等 (支払頻度)	1月あたり4,300円(毎月支払) ※利用者負担なし	1月あたり4,300円(初月のみ支払) (予定) ※利用者負担なし。
加算	介護報酬(介護予防支援)に準ずる。	初回加算のみ(予定)
サービス 担当者会議	要	省略可
モニタリング	<p>【居宅訪問による面接(モニタリング)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始月翌日から起算し3月に1回 ・サービス終了月 ・利用者の状況に著しい変化があったとき <p>【モニタリング結果の記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも1月に1回は行う。 	<p>省略可</p> <p>※ただし、<u>地域包括支援センターが定期的に利用者の状態を確認できる体制を整備する。</u></p>
給付管理票の 作成・記入	原則作成・記入	不要
支払方法	国保連から支払	市から直接支払
想定される 実施事業所	地域包括支援センター ※一部居宅介護支援事業所への委託も可	地域包括支援センター ※一部居宅介護支援事業所への委託も可

報酬の請求事務等

国保連への請求について

- ・ 介護予防ケアマネジメント費は、介護予防ケアマネジメント A は国保連へ、介護予防ケアマネジメント C は市へ直接請求となります。
- ・ 「介護予防給付」及び「現行相当サービス（給付管理を行うサービス）」は一体的に管理を行うことになるため、国保連へ請求します。

給付管理のサービスコードについて

「介護保険の予防給付のサービスコード」

「総合事業のサービスコード」

2種類のサービスコードが存在します。

平成29年度は利用者により移行時期が異なるため、給付管理には注意してください。

三次市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所用サービスコード表などについては、後日お示しします。

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書 (案)		区分	
		新規・変更	
被保険者氏名	被保険者番号		
フリガナ			
	個人番号		
生年月日			
明・大・昭 年 月 日	性 別	男 女	
介護予防サービス計画作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター			
依頼先	所在地		
地域包括支援センターみよし	〒728-0013 三次市十日市東3丁目14番1号 電話番号 0824-65-1144		
介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 (※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ記入)			
居宅介護支援事業所名	所在地		
	〒 - 電話番号 - -		
介護予防支援事業所または居宅介護支援事業所を変更する場合の事由等			
※変更する場合のみ記入			
変更年月日 (平成 年 月 日)			
三 次 市 長 様			
上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画作成または介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。			
平成 年 月 日			
住所 三次市			
電話番号 - -			
被保険者氏名 印			
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所番号		
	3 4 0 1 9 0 0 0 2 6		

